

議案第70号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次の要項により締結する。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約の金額 13,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 大阪市北区本庄西1丁目11番5-412号
川下 清（弁護士）

令和4年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、1の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 省 略

(2) 政令で定める市

2－8 省 略

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。